

被災者生活再建支援制度の見直しを求める意見書

現行の被災者生活再建支援制度は、住宅の全壊被害を受けた世帯が地域内で一定数以上発生したことが要件となっており、同一の災害で被災しても、市町村の全壊世帯数によっては適用されない市町村が生じる。

本県においても、平成24年台風第16号、第17号及び平成25年台風第24号災害において、同一災害による被害でありながら、全壊世帯数の違いにより、支援の対象となる市町村と対象にならない市町村が生じ、被災者間で不平等な対応になったところである。

災害は、都道府県や市町村の区割りとは関係なく発生するものであり、また、被害の程度にかかわらず、被災者の生活基盤に著しい影響が生じるものである。

よって、国におかれては、下記の事項に取り組みられるよう強く要望する。

記

- 1 被災者生活再建支援制度の適用範囲について、一部地域が適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すこと。
- 2 被災者支援の観点から、半壊世帯・一部損壊世帯についても支援の対象とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年10月3日

鹿児島県議会議長 池 畑 憲 一

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣 殿
財務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（防災）